

東日本大震災に関する要望

兵庫県議会民主党・県民連合議員団

1 地域主体の復興のしくみづくりと国による積極支援

ア 地域主体の復興計画の策定

被災地の再生にかけた新たな夢を描き、その実現に向けたエネルギーとするためには、将来にわたる復興の道筋を早期に明らかにすることが重要である。

阪神・淡路大震災の際には、震災直後から、懇話会や各分野にわたる復興県民会議からの提言、被災者、市民、市民団体などからの意見・提言を集約し、被災地が阪神・淡路大震災復興計画を策定した。

このたびの震災においても、早期に被災地によって復興計画が策定されることが重要であり、国主導による計画とならないように進められることを要望する。

イ 緊急3か年の復興計画の策定と事業実施への支援

阪神・淡路大震災の際には、全体の復興計画の策定にあわせ、特に対策が急がれる分野について、「ひょうご住宅復興3か年計画」「産業復興3か年計画」「緊急インフラ整備3か年計画」を策定した。

これらに基づき、国の支援も得て、主として高齢者や低所得者向けの災害復興公営住宅等の供給、多様な住宅再建支援策、事業の早期再開を図るための仮設工場、共同仮設店舗等の整備、主要交通施設の復興、緊急防災まちづくり事業などの取組を推進した結果、3年後の平成10年3月には、計画目標は総量的にはほぼ達成された。

このたびの震災においても、まちづくり、住宅、産業、インフラなど緊急に対策が必要な分野については、分野ごとの復興計画の策定への協力とこれに基づく早期の事業実施に向け、事業の一括採択などの支援を要望する。

2 地域の判断で活用できる被災3県ごとの大規模な復興基金の早期創設

阪神・淡路大震災の際には、震災から2ヶ月半後の4月1日に、9,000億円（当初6,000億円）の阪神・淡路大震災復興基金が兵庫県に創設され、住宅、生活、産業、教育対策など被災地主体の取組を迅速かつ機動的に実施することができた。

このたびの震災においても、各般にわたる復興対策を補完し、被災地のニーズに即した長期・安定的な復興対策が地域の判断で主体的に展開できるよう、阪神・淡路大震災時を大幅に上回る復興基金を岩手県、宮城県、福島県の各県ごとに早期に創設されることを要望する。

3 復興特区の早期導入

阪神・淡路大震災の際には、被災地産業の早期復興をめざし、対内投資の促進や新産業の創出等を図るための特区制度として、税の特例制度等を含む「エンタープライズゾーン構想」を要望してきたが、「一国二制度」の導入に対する抵抗感から、実現には至らなかった経緯がある。

このたびの震災では、「復興特区」の創設が検討されていることから、当該制度を早急に導入し、甚大な被害を受けた被災地経済を、規制緩和と税制面・財政面・金融面での多面的な支援を組み合わせるなど思い切った優遇措置で自律的な復興に導き、新しい復興モデルを示されることを要望する。

4 被災者生活再建支援法の特例措置の実施

被災者生活再建支援制度は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、被災者が早期に立ち上がれるよう、国と都道府県の相互扶助により運営することを前提に、平成10年に制度化されたものである。

現行制度では、国と都道府県の負担割合は1：1とされているが、制度当初から関東大震災のような大規模な災害が発生した際には、この制度では対応が困難であり、国において特例措置を講じることが予定されていた(H16.3.18 衆議院災害対策特別委員会における井上国務大臣答弁)ところである。このたびの震災の被害については、被災家屋数などの規模は未だ全容が判明しないものの、死者、行方不明者が合わせて3万人に迫る未曾有の大災害であることから、現行制度の枠組みでは、到底対応できない。

このため、今回の災害の実態にあった支援を行う次のような制度を構築するため、国において特例措置を特別法に盛り込み、これに伴う適切な予算措置を行うことを要望する。

- ① 国の負担割合を、激甚災害法、災害救助法の最高負担率90%を超える95%とし、地方の負担額は、被災者生活再建支援基金の現在高の範囲内とする。
- ② 国主導で実施する支給対象の拡大、支給額の引き上げ等は、国の責任において国の全額負担で実施する。
- ③ 迅速に被災者支援を行う観点から、現行制度に基づく支援金の支払いを、4月28日から暫定的に開始しているが、新制度の成立後は、今回の大震災発生時まで遡及適用し、その間の支給は新制度の一部とみなす。

5 応急仮設住宅の居住環境の確保

阪神・淡路大震災の際には、入居後に判明した住環境の問題に対応するため、追加的に居住環境の整備を行った。応急仮設住宅の建設、入居措置にあたっては、居住環境の確保に配慮するとともに、完成後の追加工事を含めた国の支援措置等を要望する。

- ・ 集会所であるとともに、ボランティア、生活支援アドバイザー等の活動拠点となる「ふれあいセンター」の設置
- ・ 多様な世帯（高齢者・障害者等）に対応した設備の設置
- ・ 癒しの場としての共同花壇のスペースの確保
- ・ 駐車場の確保

また、コミュニティに配慮した集落ごとの集団入居等を可能とするためには、仮設店舗や保育所、ショートステイ等の混合施設等の併設も必要であり、災害救助法の適用など国による支援を要望する。

6 風評被害対策の推進

東日本大震災に起因する原発事故の影響等による風評被害を払拭するため、以下の措置の実施を要望する。

ア 観光振興策

阪神・淡路大震災の際には、官民一体となって「神戸ルミナリエ」を毎年開催するとともに、震災後5年目には「淡路花博」や「See 阪神・淡路キャンペーン」を開催した。

近年、外国人来訪者の増加が期待されていることから、外国人来訪者向けの誘客促進も含め、国として被災地自治体等と一体となり、下記の観光振興策を展開することを要望する。

- ・ 海外における東日本大震災の風評被害を払拭し、訪日観光客の回復を図るための日本の安全・安心な観光地等の観光情報発信
- ・ 東日本大震災の影響により悪化した観光客の回復に向けた、訪日観光客の多い韓国、

台湾、中国等東アジアをはじめとした海外における、積極的かつ先導的なプロモーションの実施

- ・ 各国著名人や TV 局、旅行誌記者など訪日旅行に影響力を持つマスメディアを対象とするファムトリップ（下見視察旅行）の実施

イ 農林水産物及び工業製品等の輸出促進対策の推進

日本から輸出される農林水産物や工業製品等に関する安全性について、諸外国に対し正確な情報を提供し、過剰な反応が示されることがないように説明を果たす必要があることから、下記の輸出促進対策を要望する。

- ・ 農林水産物及び工業製品等の安全性に関する諸外国への正確な情報提供と一律の輸入停止措置等過剰反応の抑制を求める継続的な要請
- ・ EUをはじめとする諸外国向けの農林水産物等の都道府県が行う産地証明に必要な予算確保及び食品業者等が安全性の証明を受ける際の支援制度の創設
- ・ 放射線測定機器の配備、充実への支援や検査機関情報の提供など工業製品の安全性の証明に必要な検査の円滑な実施への支援及び検査に伴う企業負担対策の実施